

## 1. 基本方針

社会福祉法人は、社会福祉事業において福祉サービスの中心的役割を果たすとともに、地域のさまざまな福祉需要に細やかに対応し、社会、地域における福祉の充実・発展に寄与することを使命としている。また、社会福祉法人いずみ福祉会は、(1) 利用者満足：利用者の人権の尊重とサービスの質の向上、(2) 職員満足：人材育成と適切な労務管理、(3) 地域満足：地域に信頼される安心・安全な社会資源 を経営理念とし、公益性と信頼性の高い持続可能な法人経営のため、多様な福祉課題に主体的に取り組み、次世代を見据えた経営を行っていく必要がある。

現在、社会福祉法人を取り巻く情勢はもちろん、わが国では少子高齢化・人口減少社会など、その社会情勢も激しく変化している。こういった社会構造的課題に対しては、すべての国民が安心して生活できる地域社会の実現に向けて、社会福祉法人が引き続き社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていくことが不可欠である。そのためには、社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、福祉人材の確保及び定着、地域における公益的な取組みの実施に一層積極的に取り組み、その姿勢を国民に対し見せていく必要がある。

平成 31 年度においては、先般実施された社会福祉法人制度改革により、①経営組織のガバナンス強化②地域における公益的な取組を実施する責務③事業運営の透明性向上④財務規律の強化という 4 点の改善が社会福祉法人には求められており、それらを念頭に当法人でも早急な改善を実施していかねばならない。今年度においては、当法人の大きな課題である法人内各事業所における経営状態と財務面の改善、安定した事業運営に不可欠な人材の確保と長く就労できると思える環境を整備し、新人及び役職者の育成システムの構築、高品質なサービス提供が可能な体制及び内容の見直し、地域における公益性な取組強化など、継続した取組みを実施しなければならない。上記内容を加味し、平成 31 年度いずみ福祉会の事業計画として、次の 4 項目を重点目標として掲げる。

- ① 法人内各事業所のガバナンス強化
- ② 福祉人材の確保・育成・定着化へ向けた環境整備の実施
- ③ サービスの質の向上及び提供
- ④ 社会福祉法人の公益性の取組強化

## 2. 事業内容

### 《第一種社会福祉事業》

軽費老人ホームの経営

特別養護老人ホームの経営

### 《第二種社会福祉事業》

老人短期入所事業の経営

老人居宅介護等事業の経営

老人デイサービスセンターの経営

## 生計困難者に対する相談支援事業

### 《公益を目的とする事業》

#### 居宅介護支援事業

#### 地域包括支援センターの運営

#### 介護予防支援事業

#### 企業主導型保育事業

### 3. 事業実施計画

#### ①法人内各事業所のガバナンス強化

現在、当法人では、次世代を見据えた「人材育成」と「適切かつ健全な経営」が進まず、それが大きな課題となっている。今年度はこの大きな課題を改善するべく、次世代を見据えた人材育成と法人内各事業所における体制再編・経営面、財務面の改善を推進し、未来志向の法人組織を作り上げなければならない。

##### ■法人内各事業所の健全な運営(財務面・事業内容・体制再編)と役職者の育成の強化

- ・各事業所に対し適切な人材(管理者及び中間管理職)を配置し、事業責任者配置のもと、健全な経営と適切なサービスが提供できる体制を作り上げる
- ・次世代を見据えた管理職・中間管理職及びその候補者における育成を実施
- ・現在実施の事業内容を検証し、ニーズに合った事業内容に変更していく

##### ■財務体制・管理・規律の強化

- ・税理士法人との年間契約継続による財務体制の健全化を目指す
- ・税理士法人による管理職・中間管理職・事務部に対する財務面における指導の実施
- ・税理士法人指導による中長期計画の策定(運営面・財務面・人事面等)

#### ②福祉人材の確保・育成・定着へ向けた環境整備の実施

現状人材確保が困難な中、働く環境(給与面、女性主体の職場であるという認識、明るく前向きな風土作り、福祉用具等の充実等)、自身のスキルアップができるなど、安心して長く働ける環境作りを継続して実施していく。

##### ■平成31年度より始まる介護事業所認定制度の認定を目指す

- ・若手プロジェクトチームを発足させ、認定に向けた体制作りと準備を進めていく
- ・4つのカテゴリー(17の認証基準)をクリアすべく、社労士指導のもと制度設計を実施していく
- ・管理職・中間管理職及びその候補者における、中間管理職研修新人教育プログラムを整備し、実践を図る(外部講師指導による)

##### ■新卒者獲得のための各関係機関とのパイプづくりを実施

##### ■2019年10月より始まる「新処遇改善加算」の実施

#### ③サービスの質の向上及び提供

来たる超高齢者社会が目前に迫り、今後飯塚市内でも高齢者を対象とした施設等が増えてくると想定される中、入居者・利用者及びそのご家族に選んでいただける法人にならないといけない。それには他法人との差別化を図り、その中でも「サービスの質の担

保」という事が最も重要だと思われる。提供されるサービス質の向上はもちろんの事、それには業務の質、職員の個の質を上げることは必須となる。さらに接遇面も重要であることから、サービス内容及び接遇面、また業務の質を上げるための施策、個人の質を上げる施策等、再度法人内各事業所で見直し、高品質なサービス提供ができる環境を整備、改善していく。また今年度も継続して研修面の充実という事に注力し、外部研修における参加を積極的に促し、また内部研修においては外部講師を招くなど、法人内職員のスキルアップ(知識・技術)ができる環境整備を積極的に行う。

- 法人内にサービス評価部門を立上げ、現サービス内容の検証・評価→改善→実践→適正化へと繋げていく(PDCA サイクルに乗せる)
- 年間研修計画(外部・内部)を充実させ、知識・技術等のスキルアップができる場を継続提供する
- 法人内職員に対する継続した資格取得支援(資格取得貸与金規程活用)

#### ④社会福祉法人の公益的な取組強化

平成 28 年度改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、その中で社会福祉法人の公益性の発揮が重要な課題となっている。制度内の事業はもちろんのこと、制度の狭間にあり、今なお援助が行き届いていない方々が多く存在する中で、地域ニーズを把握し、多様化・複雑化する地域の生活課題、福祉需要に即応した取り組みを推進していきます。

- 社会福祉法人としてふさわしい地域貢献取組の実施
  - ・地域福祉ニーズの相談支援への積極的取組の推進(地域包括支援センターと連携)
  - ・地域高齢者介護予防元気ハツラツ教室の普及拡大  
(パワリハ等機器等を用いた運動プログラム及び認知症予防及び改善プログラムの実践)
  - ・地域ボランティアの育成と連携協力(法人職員との連携強化)
- ふくおかライフレスキュー事業における取組の実践
  - ・地域における様々な生活課題などが複合化した問題に対する支援の実施  
(生活困窮、社会的孤立や孤独、心身の障害や不安、社会的排除や摩擦等)
  - ・各地区連絡会との連携による事業推進及び取組の実践  
「嘉飯桂地区連絡協議会」「飯塚市社会福祉法人地域公益活動連絡協議会」
  - ・生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者の負担軽減制度の実施
- 地域ケア会議、5ブロック会議等様々な会議等への積極的参加による取り組みの実施